

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：八幡平市国民健康保険西根病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和31年12月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	八幡平市	職員数※ (H21. 4. 1現在)	47人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

### 2 財政指標等

資本費	11.7 ( 18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	196 ( 20年度)
累積欠損金 (百万円)	( 年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	272 ( 20年度)
不良債務 (百万円)	( 年度)	財政力指数※	0.33 ( 18年度)
資金不足比率 (%)	( 年度)	実質公債費比率※ (%)	18.5 ( 19年度)
		経常収支比率※ (%)	91.7 ( 18年度)

- 注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年9月1日 合併前市町村：西根町、松尾村、安代町] 合併により、西根町国民健康保険西根病院から八幡平市国民健康保険西根病院となり、新市の地域医療の中核を担うことになった。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

- 3 にレを付けた上で内容を記入すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	八幡平市国民健康保険西根病院経営健全化計画
計画期間	平成21年度～平成25年度
計画策定責任者	八幡平市長 田村正彦
既存計画との関係	八幡平市国民健康保険西根病院改革プラン（平成21年度～平成23年度）
公表の方法等	議会に説明し、市のホームページに掲載する。（平成22年3月予定）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の効率化を進めていく。</li> <li>・二次保健医療圏域の病院や一般診療所との連携を図る。</li> <li>・更なる企業感覚による病院経営を進めていく。</li> </ul>

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	101.7			101.7
	補償金免除額	28.0			28.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	病院事業債	101,644			101,644
合 計 (A)		101,644			101,644
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		101,644			101,644

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>診療報酬のマイナス改定、医師不足、外来患者の減少等により、料金収入が伸び悩んでいる。 職員給与費、材料費等の医業費用が増加傾向にある。</p>
経営課題	<p>課題 ① 医療サービス水準の向上 料金収入を確保するため、外来診療の充実を図る必要がある。</p>
	<p>課題 ② 職員給与水準の適正化 職員給与比率の抑制を図るため、各種手当の見直しを行う必要がある。</p>
	<p>課題 ③ 医療サービスコストの節減 医業費用抑制のため、委託職員化やアウトソーシング化の継続的な推進を行う必要がある。</p>
	<p>課題 ④ 医師確保対策 安定した経営を維持するため、医師確保に取り組む必要がある。</p>
	<p>課題 ⑤ 基準内繰入金の確保 一般会計からの繰入は、総務省自治財政局長通知に定める基準を原則として行う必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※ (%)										
総収支比率(法適用) (%)	103	103	99	100	101	100	101	101	101	101
経常収支比率(法適用) (%)	103	103	99	100	101	100	101	101	101	101
営業収支比率(法適用) (%)	92	85	76	81	86	81	81	80	81	81
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	14	22	28	23	19	24	24	24	24
	うち基準内繰入金 (%)	14	22	28	23	19	24	24	24	24
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	60	20	87	44	43	61	74	52	52
	うち基準内繰入金 (%)	60	20	87	44	43	61	74	52	52
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	診療報酬については大幅な変更はないものとする。
2 他会計繰入金の見込み	総務省自治財政局長通知に示された繰入基準の範囲内とする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	当面は耐用年数を過ぎた医療機器の更新等を基本とする。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	医療サービスの向上による入院患者及び外来患者の増を見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		八幡平市行財政計画実施計画(集中改革プラン)に基づき、定員管理の適正化を図るとともに、給与の適正化・平準化を図る。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	④	集中改革プランでは八幡平市全体で、5か年で削減率14%、65人の削減を目標とし、類似団体の職員構成及び定員モデルを参考に定員管理の適正化を図ることとしている。 西根病院では安定経営を維持するため、医師、看護師、医療技術職については、施設基準に見合う職員配置を原則とし、現状を維持する。
○ 給与のあり方	②	集中改革プランでは、給与は現行条例の範囲内で給与の適正化・平準化を図り、特殊勤務手当は他市町村の動向等を参考に適宜見直すこととしている。 西根病院においても医師以外の各種手当での見直しを図っていく。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	②	給与構造改革は、平成18年3月に国及び岩手県に準拠して関係条例等を改正し、翌4月より新しい給料表を導入するなど実施済みである。 地域手当の運用も国に準じて行っている。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	技能労務職員の給与は、国に殉じて行っている。今後も人事院勧告に準じて改定する見込である。また、既に他の職員の給与の状況と併せて公表している。 なお、西根病院では該当する職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	本制度は、集中改革プラン実施期間中における職員削減のための有効手段の一方法と思われるが、将来的には、廃止する方向で職員組合と協議したい。具体的には、集中改革プラン目標年次の平成22年4月を廃止目標として取り組んでいきたい。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	本市は健保組合ではなく、岩手県市町村職員共済組合が運用する医療保険に加入している。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	医事、給食、清掃業務等のアウトソーシング化や委託職員化を引き続き進めていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	延長外来診療の導入、生活習慣病などの教育入院患者の増、専門外来回数増を図る。平均在院日数の短縮に努め、入院基本料13:1を維持して収益を確保する。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開  ○ 行政評価の導入	②	病院改革プランの進捗及び達成状況を広報及びホームページで公表する。  病院改革プランの点検及び評価について、外部委員会である西根病院あり方検討委員会で審議する。
5 その他	⑤	総務省自治財政局長通知に示された繰入基準に基づいて一般会計からの繰入を行う。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	医師以外の各種手当の見直しを図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	総務省自治財政局長通知に示された繰入基準により一般会計からの繰入を行う。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 病院事業

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計画前5年間 実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画合計
		(計画前5年度 決算)	(計画前4年度 決算)	(計画前3年度 決算)	(計画前々年度 決算)	(計画前年度 決算見込)		(計画初年度 目標)	(計画第2年度 目標)	(計画第3年度 目標)	(計画第4年度 目標)	(計画第5年度 目標)	
職員数	医師	5	5	5	6	6		6	6	6	6	6	
	増減数												
	改善額												
	看護部門職員	30	32	31	31	31		31	31	31	31	31	
	増減数												
	改善額												
	医療技術職員	7	6	7	7	7		7	7	7	7	7	
	増減数												
	改善額												
	その他の職員	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	
	増減数												
	改善額												
	事務職員	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	
	増減数												
改善額													
医業収益に対する職員給与割合		51	73	81	77	64		76	76	76	76	76	
収入確保	入院・外来患者の確保												
	改善額												
	患者一日一人当収入の増												
	改善額												
	その他												
	改善額												
繰入金(収益的収支分)	127	154	180	166	131		176	176	179	179	179		
改善額							45	45	48	48	48	234	
改善額													
費用削減	人件費の見直し												
	うち退職手当以外												
	うち正職員												
	改善額												
	うち非常勤職員												
	改善額												
	うち退職手当												
	改善額												
その他													
改善額													
改善額													
改善額													
累積欠損金比率													
増減													
企業債現在高	181	223	216	207	196		81	69	71	71	71		
増減													
計画前5年間改善額 合計								改善額 合計					234

(注)1. 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

2. 職員数「その他職員」欄については、必要に応じて事務職員、給食職員など内訳を記入すること。

3. 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

4. 会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 28

(4) 病院事業 (つづき)

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成16年度 (計画前5年度)	平成17年度 (計画前4年度)	平成18年度 (計画前3年度)	平成19年度 (計画前々年度)	平成20年度 (計画前年度)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	類似規模 全国平均 (平成19年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標		
経営指標	経常収支比率	103	103	99	100	101	100	101	101	101	101	96	
	医業収支比率	92	85	76	81	86	81	81	80	81	81	83	
	職員給与費率	51	73	81	77	64	76	76	76	76	76	64	
	薬品費率	33	10	10	10	11	12	12	12	12	12		
	材料費率	37	15	17	16	18	17	18	18	18	18	23	
病床	病床利用率	一般	68.3	68.0	56.3	69.9	72.9	71.5	72.0	72.5	72.5	72.5	61.8
		療養											
		結核											
		精神											
		感染症											
	計	68.3	68.0	56.3	69.9	72.9	71.5	72.0	72.5	72.5	72.5	64.2	

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

2. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段( )書きすること。

3. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

盛岡圏域において二次救急、高度・専門医療等を担う中核病院には、岩手県立中央病院と岩手医大附属病院並びに盛岡赤十字病院が位置づけられていることから、岩手県保健福祉計画に基づく4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)の医療連携ネットワークの構築を図りながら、各疾病の病態や機能に応じた医療サービスの提供を図る。  
地域病院として、医療連携体制においては疾病の予防、維持期を中心とする日常的な医療機能のほか、急性心筋梗塞の回復期、糖尿病の専門的治療の医療機能を提供する。

●経営形態の見直し(民間の経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

西根病院の経営形態は、全国の多くの自治体病院が採用している地方公営企業法の一部適用であり、地方公営企業法の規定のうち財務規定のみを適用している。  
西根病院の経営責任者は市長であり、職員の任免や職員給与の決定等も全て一般行政職員と同様に決定されている。公営企業の経営の基本原則は、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営する」ことにある。  
このため病院経営には迅速な意思決定が求められることから、中長期的には地方公営企業法の全部適用等についても視野に入れ検討していくこととするが、当面は現状の地方公営企業法の一部適用を継続し、計画目標を経営健全化に向け職員一丸となって取り組んでいく。